

# 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業についてお知らせ

市では、高等職業訓練促進給付金を支給する事業を実施しています。

この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師などを養成する学校に通学し、受講する期間に給付金を支給することにより、在学期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もって生活の安定を促進するものです。

## 1 対象者（市内に住所があり、以下のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父）

- (1) 現に児童扶養手当を受給しているか又は同様の所得水準にあること。
- (2) **看護師**、**准看護師**、**介護福祉士**、**保育士**、**理学療法士**、**作業療法士**、**歯科衛生士**、**栄養士**、**調理師**、**理容師**、**美容師**を養成する機関において、1年以上の教育課程を修業し、当該資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と養成機関での修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 過去にこの訓練促進給付金を受給したことがないこと。
- (5) ハローワーク等の他の制度で同様の給付を受けることができない者であること。

## 2 支給期間

- (1) 高等職業訓練促進給付金：支給対象期間は全修業期間ですが支給は4年が限度です。  
申請日の属する月から支給対象となります。
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金：全カリキュラム修了後に支給。

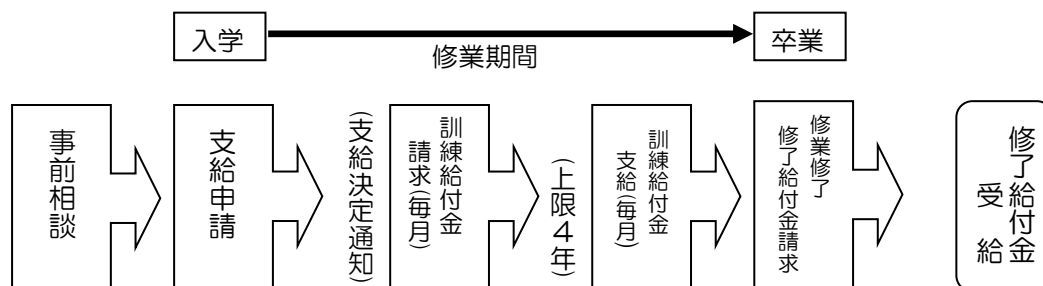
## 3 支給額

(1) 高等職業訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月額 100,000 円
	市民税課税世帯	月額 70,500 円
※修学期間の最後の1年間については、月額 40,000 円の増額		
(2) 高等職業訓練修了支援給付金 (全カリキュラム修了後)	市民税非課税世帯	50,000 円
	市民税課税世帯	25,000 円

## 4 事前相談の実施

支給を希望する方に対し、制度内容の説明と対象資格の取得見込等をお聞きする事前相談を実施します。翌年度の入学をお考えの方は本年11月までに事前相談してください。

なお、給付金支給までの流れは下記のとおりです。



## 5 その他

- (1) ハローワークで実施している求職者支援制度で同様の給付を受けることができる場合がありますので、ハローワークへもご相談ください。